答 申 情 第 ４ ２ 号
平成２７年３月１２日

京 都 市 長　　様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長　　佐 伯　　彰 洋
（事務局　総合企画局情報化推進室情報管理担当）

京都市情報公開条例第１７条第１項の規定に基づく諮問について（答申）

平成２６年１１月２７日付け文ス第２７６号をもって諮問のありました下記のことについて，別紙のとおり答申します。

記

西京極球場予備室の使用許可関係文書の不存在による非公開決定についての異議申立てに対する決定（諮問情第７３号）

（別紙）

１　審査会の結論

実施機関が行った不存在による非公開決定処分は妥当である。

２　異議申立ての経過

⑴　異議申立人は，平成２６年１０月２７日に，実施機関に対して，京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第６条第１項の規定により「京都市西京極球場１塁側２階の予備室の使用許可について　上記，予備室は，京都府高等学校野球連盟並びに京都府野球連盟が使用している。これについての使用許可及び経緯に関する一切の関係書類」の公開を請求（以下「本件請求」という。）した。

⑵　実施機関は，「請求に係る公文書を探索したが，見当たらなかったため。」との理由を付し，不存在による非公開決定（以下「本件処分」という。）をし，平成２６年１１月１１日付けで異議申立人に通知した。

⑶　異議申立人は，平成２６年１１月１３日に，本件処分を不服として，行政不服審査法第６条の規定により，本件処分の取消しを求める異議申立てをした。

３　異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は，本件処分の取消しを求めるというものである。

４　実施機関の主張

不存在による非公開決定通知書，理由説明書及び審査会での職員の説明によると，実施機関の主張は，おおむね次のとおりであると認められる。

⑴　西京極総合運動公園野球場の使用許可の経緯

西京極総合運動公園野球場（以下「西京極球場」という。）の使用許可に係る経緯は，資料が残っていないため不明であるが，昭和７年４月に，昭和天皇御成婚奉祝記念事業の一環として開設して以来，高校野球，大学野球，社会人野球などの公式戦が開催されていたことから，公式戦の運営を行う京都府高等学校野球連盟及び京都府野球連盟に対し，余剰スペースであった予備室（以下「本件予備室」という。）が事務所として供与するようになったものと想定される。

⑵　本件公文書について

これらの経緯に係る文書があれば本件請求に応えることができるため，その有無も含めて探索したが見当たらなかったため，本件処分を行ったものである。

なお，京都市公有財産規則第１９条によれば，行政財産の使用期間は，１年以内（市長が特に必要があると認めるときは３年以内）とされているが，当該規則の制定は，昭和３９年４月１日であり，それ以前にどのような経過で使用許可がなされているか不明のまま現在に至るため，使用許可更新の手続についても行うことができていない。

⑶　その他

実施機関としては，京都府高等学校野球連盟及び京都府野球連盟と本件予備室の使用の在り方について協議を行い，今後の対応についての検討を進めていたところ，本件請求があったものである。

５　異議申立人の主張

異議申立書によると，異議申立人の主張は，おおむね次のとおりである。

⑴　本件予備室の使用許可及び貸付けについて，公有財産の貸付手続がなされているかどうか。どのような理由で貸し付けられているのか。

⑵　本件予備室は一般的には貸出ししない旨，聞き及んでいるが，実態的には長年にわたり一部の団体が常時使用している。

貸付等の文書等が見当たらないとのことであるが，京都市公有財産規則によれば，貸付決定を行っていれば３年以内に更新等を行う際の決定書（申請者からの申請書）は存在するはずである。行政の怠慢で手続をしていなかったのか又は貸付許可をしていないにもかかわらず不法占拠しているかのどちらかであると考えられる。もし後段理由であれば由々しき問題であり，早急に法的措置（退去命令等）を含め対策を講ずるべきである。

６　審査会の判断

当審査会は,実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し,次のとおり判断する。

⑴　本件請求の対象となる公文書について

本件請求の対象となる公文書は，京都府高等学校野球連盟及び京都府野球連盟による本件予備室の使用に係る使用許可及びその経過に関する文書であると認められる。

⑵　本件処分について

ア　実施機関は，本件予備室の使用許可の経緯について関係資料が何も残っていないため不明であるが，西京極球場で行われる公式戦の運営を行う京都府高等学校野球連盟及び京都府野球連盟に対し本件予備室を事務所として供与するようになったものと想定され，本件請求に係る公文書を探索したが見つからなかったものであると説明する。

イ　そこで，実施機関に対し，本件予備室の状況及び公文書の探索方法について確認を行ったところ，以下のとおり説明があった。

本件予備室は，現在，京都府高等学校野球連盟及び京都府野球連盟が大会の際にコピーやファックス送信等を行うための事務スペースとして，また大会の開催等に必要な備品の置き場所等として使用されている。

両団体に本件予備室を供与することについて，使用許可を行っているのであれば３年に一度更新手続が必要になるが，現在の文書管理システムの中に更新手続に係る公文書はなく，探索対象に担当者保有のファイルも含めて倉庫や書棚を探索し，経過について何らかの情報がないか調べたが，何も見つからなかった。また，両団体に対しても覚書等何らかの文書を保有していないか尋ねたが，確認できなかった。

ウ　当審査会としては，上記イの説明によれば公文書の探索は十分に行われており，請求に係る公文書が存在しないとの実施機関の説明について，特段不合理な点はないと判断する。

エ　なお，異議申立人の主張は，公文書の存否を問うことではなく，実施機関が行っている公有財産貸付事務の違法，不当を争っているようにも見える。当審査会は，公開決定等の妥当性について調査，審議する機関であり，実施機関の事務の適否を判断する機関ではないので，当該異議申立人の主張については判断する立場にないことを申し添える。

⑶　以上により，「１　審査会の結論」のとおり判断する。

（参　考）

１　審議の経過

平成２６年１１月２７日　諮問

１２月　５日　実施機関からの理由説明書の提出

平成２７年　２月１２日　実施機関の職員の理由説明（平成２６年度第８回会議）

３月１２日　審議（平成２６年度第９回会議）

※　異議申立人から意見陳述の希望がなかったので，意見の聴取は行わなかった。また，異議申立人から意見書は提出されなかった。

２　本件諮問について調査及び審議を行った部会

第１部会（部会長　佐伯　彰洋）